



平成17年(2005年) 9/5 第1083号

発行：小平市 編集：都市経営部 秘書広報課 〒187-8701 小平市小川町二丁目 1333番地 ☎042(341)1211(代表)

市報 こだい

市民会議 参加者募集中

「経営改革市民会議」と「公共施設等市民会議」の2種類あります 申込み 行政経営課へ☎042(346)9756

◇小平市ホームページ <http://www.city.kodaira.tokyo.jp> ◇電子メール info@city.kodaira.tokyo.jp ◇こだいらテレホンガイド ☎042(342)1222

今年テーマは「未来のために今できることから始めよう」です。健康で安心な生活を送るために、小さなことから始め、身近な環

多摩六都フェア 小平市リサイクルフェスティバル'05



境に配慮し、地球や環境にやさしい人の輪をつくりませんか。 とき 9月10日(土) 午前10時～午後3時

主な内容
▽フリーマーケット70店
▽私のリサイクル作品展(健康センター4階、9月16日(金)まで)
▽こだいらっ子リサイクル作品展(小学生のリサイクル作品を展示、健康センター4階、9月16日(金)まで)
▽子ども体験学習コーナー：単箱作り、木工教室

市施設のアスベスト(石綿)使用状況

市では、平成8年度以前に建設された学校、保育園、公民館、福祉施設などの公共施設における吹付けアスベストの使用実態調査を行いました。成分分析調査の結果、6

市施設のアスベスト(石綿)使用状況と対応

施設の天井などの吹付け材にアスベストを1%以上含有する材料が使用されていたことを確認しました。使用が確認された施設および含有率
一 小(45%)・二 小(41%) 機械室、十 小多目的室(11%)、上宿公民館機械室(5%)、市役所階段室(14%)、福祉会館(3・6%) ※成分は、一 小・二 小はアモサイト(茶石綿)、その他の施設はクリノサイト(白石綿)です。
◆今後の対応
建物の吹付け箇所の解体や改修工事などを行う場合にアスベストが空気中に飛散しますが、吹付け面に損傷や膨れなどがなく安定した状態では、飛散するおそれなく利用者の健康に影響することはありません。今回の結果、福祉会館は耐震補強工事であること、一 小・二 小は安定した状態ですがアスベストの含有が多いことから除去します。十 小、市役所、上宿公民館はアスベストの含有が少なく、福祉会館内に

ある団体の事務室などについては、直接、団体に問い合わせてください。 問合せ 福祉会館☎042(344)1211、高齢者福祉課業務係☎042(346)9642

中止期間を延長
福祉会館では、現在工事中の耐震補強工事とあわせて、アスベスト除去工事を行うため、一般貸出中止期間を12月31日まで延長させていただきます。

問合せや相談
健康相談：健康課☎042(346)3700
環境一般：環境保全課☎042(346)9536
国の相談窓口：東京労働局労働衛生課☎03(3814)5317(健康管理手帳・健康診断)、労災補償課☎03(3814)5319(労災補償)
東京都の相談窓口：多摩小平保健所☎0424(50)3111、福祉保健局環境保健課☎03(3520)4494(健康相談)、環境局多摩環境事務所環境改善課☎042(523)0238(建築物解体時のアスベスト飛散防止対策)

◆思いやり 人に車にこの街に
運動の重点は、次の4点です。
▽高齢者の交通事故防止
▽二輪車の交通事故防止

10月1日から
花小金井六丁目(一部)が
新住居表示に

市では、現在、花小金井六丁目(一部)に新住居表示を実施するため、準備を進めています。8月末に、対象区域に住まいの世帯、事業所、店舗などに、新住居表示の住所をお知らせする通知(付定通知書)をお送りしました。まだ届いていない方は、至急ご連絡ください。また、9月中旬に各世帯、

主催 小平市リサイクルフェスティバル実行委員会、小平市
問合せ 減量対策課☎042(346)9535

▽夕暮れ時の歩行中と自転車乗車中の交通事故防止
▽シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
市内では、裏通りの交差点での事故が多発しています。交差点では、車やオートバイはもちろん、自転車や歩行者も、一時停止や十分な安全確認をしましょう。小平警察署では、次のとおり講習会と交通安全教室を開催します。
◆交通安全講習会
とき 9月16日(金) 午後6時から
ところ 中央公民館ホール
◆市民の交通安全教室
とき 9月18日(日) 午前9時から
ところ 新東京自動車教習所
問合せ 小平警察署交通課☎042(343)0110、交通対策課☎042(346)9827

◆調査の方法
調査は、総務省から東京都、小平市、国勢調査指導員、国勢調査員の訪問調査までの流れで行われます。調査に先立ち、9月20日(火)から、調査員が担当の調査区の確認を行います。調査員は必ず国勢調査員証(身分証明書)を携帯していますので、必要な場合は提示を求めてください。9月23日(金・祝)と30日(金)の間に、調査員が皆さんの自宅を訪問し、調査をおこないます。調査票は、世帯ごとに配布する「調査票の記入の仕方」を参照し、記入してください。調査員が10月10日(月・祝)までに調査票を受け取りに伺いますので、直接渡してください。※配布する整理用封筒に調査票を入れ、封をして調査員に渡すこともでき、この場合、調査員は調査票を点検せずに市に提出します。

◆調査の内容
男女の別、就業状況、通勤・通学地など世帯員ひとりひとりに関する事項が12項目、住居の種類、住宅の建て方など世帯に関する事項が5項目です。
◆調査票の使われ方
例えば議員定数や地方交付税を決めたり、都市計画や福祉政策、少子化対策、防災計画などを立てるときに基礎資料となります。特に今回の国勢調査は、日本の人口が初めて減少傾向に転じると見込まれる時期に行う重要な調査です。
◆個人情報を守られます
調査員・調査関係者が調査の結果を他人に漏らしたり、統計の目的以外に利用することは、法律で固く禁じられています。
◆個人情報保護法との関係
今年4月から施行された行政機関等個人情報保護法では個人情報目的の外利用の制限や秘密の保護などが定められていますが、国勢調査などの統計調査により集められた個人情報は、この法律は適用されません。これは、統計調査における調査内容は、個人を識別することができない統計を作成するためにだけ使われ、統計法においても秘密保護に関する規律が厳格に規定されているからです。安心してご記入ください。

◆個人情報保護法との関係
今年4月から施行された行政機関等個人情報保護法では個人情報目的の外利用の制限や秘密の保護などが定められていますが、国勢調査などの統計調査により集められた個人情報は、この法律は適用されません。これは、統計調査における調査内容は、個人を識別することができない統計を作成するためにだけ使われ、統計法においても秘密保護に関する規律が厳格に規定されているからです。安心してご記入ください。

◆個人情報保護法との関係
今年4月から施行された行政機関等個人情報保護法では個人情報目的の外利用の制限や秘密の保護などが定められていますが、国勢調査などの統計調査により集められた個人情報は、この法律は適用されません。これは、統計調査における調査内容は、個人を識別することができない統計を作成するためにだけ使われ、統計法においても秘密保護に関する規律が厳格に規定されているからです。安心してご記入ください。

今月の税 9月

◆国民健康保険税(第3期)
※納付は、9月30日(金)の納期限までにお願いします。便利で

納め忘れのない口座振替をご利用ください。
◆夜間納税窓口
とき 9月26日(月) 午後5時～8時
ところ 市役所2階 納課(入口は庁舎北側) 問合せ 収納課☎042(346)9527

◆夜間納税窓口
とき 9月26日(月) 午後5時～8時
ところ 市役所2階 納課(入口は庁舎北側) 問合せ 収納課☎042(346)9527